平成２１年（フ）第９７９号
埼玉県川越市大字藤間1030番地２、破産開始決定時の住所埼玉県川越市藤原町25番地２ソフィア川越四季彩の街303号室
破産者　竹本　英一
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
千葉県東金市下谷100番地
破産者　村杉　早苗
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５２号
千葉県山武市井之内247番地
破産者　五木田美知枝
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第５９０号
横浜市保土ケ谷区天王町１丁目22番地９ヴェルビュ横濱天王町202号
破産者　田邊　　剛
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９９号
富山市婦中町袋259番地11、開始決定時の住所富山市婦中町砂子田81番地26
破産者　荒運送こと　荒　　正人
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第５６５号
長野市大字鶴賀権堂町1446番地３メディカル権堂Ⅰ603、開始決定時の住所長野市川中島町今井原９番地１　Ｎ―401
破産者　大久保凱仙
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７０２号
静岡県島田市元島田9267番地の２
破産者　久保　英明
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９２３号
静岡市駿河区馬渕４丁目10番30メゾンファミール103号
破産者　鈴木　幸男
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２９４号
愛知県安城市法連町17番地１　マンション久保田201、開始決定時の住所愛知県蒲郡市西浦町南馬相13番地
破産者　鈴木　保子
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第５８１９号
大阪府茨木市沢良宜西１丁目５番Ｂ―110号
破産者　梶原　浩子
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２７６号
大阪市西淀川区野里２丁目８番４号　ファースト野里303号、開始決定時の住所大阪市淀川区塚本４丁目10番18号
破産者　岡部　丈子
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５３９号
大阪市生野区中川西１―８―６フラットフォーアイザワ601号室、開始決定時の住所大阪市東成区玉津２丁目９番20号
破産者　田倉　康次
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６６９号
大阪府門真市千石西町14番65―307号
破産者　高岡　明弘
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００４９号
大阪市港区弁天１丁目４番５―1104号
破産者　山根　　豊
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４５号
大阪市西淀川区佃１丁目７番21号
破産者　髙村まゆみ（旧姓田中）
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６７９号
広島市東区牛田東２丁目12番43―206号
破産者　池田　隆美
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部